

### 3 議事

## パートナーシップ宣誓制度について

- ア 審議会委員及びパブリックコメントの意見について . . . 1 ページ
- イ 要綱案及び様式について . . . . . 7 ページ
- ウ 市民向け手引き及びチラシについて . . . . . 別冊



## 1:(仮称)「倉敷市パートナーシップ宣誓制度」の創設について(概要)

1:意見	
	議事4 パートナーシップ宣誓制度について、概要の6 宣誓の効果について、当日も意見がありましたが、私もこの2つでよいのかと確認したくなりました。意見としては以下のような意見となります。一倉敷市の中で認められている、事実婚(内縁の夫婦)に対する扱いと同じ効力を持つことが必要だと思うので確認してほしい。
	先日の審議会では「6 宣誓の効果」の市営住宅・市民病院のみということについて、それだけ?という旨のご発言があったかと思いますが、この制度の創設自体がとてもとても大きな一歩で、ここが始まりだと思っています。いろいろなご意見のある中、あせらずに啓発の効果を出しつつ、一步一步適切に深めていけたら、と考えます
	これからとても大切なことと思います。今まで恥ずべき事として隠すようにして偏見と差別的な社会の中で、パートナーシップ宣誓をすることで当事者自らの価値観や生き方を示し、堂々と生活して行ける社会になるよう、私達も理解し努力して行きたいです。
	制度導入による一定の保護を行うことができ、市民生活をする上で社会からの理解を得やすくなる。2人の関係を自治体の承認を得ることで、LGBTの社会での認知があがることと、2人の精神的つながりがより強くなる。ただ知られたくない人たちも一定数いると思うので、社会の関心が高まった後のアフターフォローもしっかり考えなければならない。
	他自治体でも導入が進んでいることから、本市においても導入を考えていく必要はあると思いますし、七次総やハーモニープランに基づいた制度として、必要性はあると思います。会の中でも話題になりましたが、効果の面でメリット・デメリットがしっかり示されれば、制度の導入についての理解が深まると感じました。

## 2:倉敷市パートナーシップの宣誓に関する要綱(案)

1:(論旨)について	
	意見なし
2:(定義)について	
	意見なし
3:(宣誓の要件)について	
	市内に住所を有する者とありますが、高梁川流域の観点から見るとどうかという視点で検討したかどうか、質問された際に答えられるようにしておけばよいのではないかと考えます。
4:(宣誓)について	
	意見なし
5:(通称の使用)について	
	意見なし

6:(交付等)について
意見なし

7:(再交付)について
意見なし

8:(変更届)について
意見なし

9:(返還等)について
返還の要件がつかみにくいことが予想されます。どう把握するかケースバイケースだと思われ ますが、しっかり考えておく必要があると思います。

10:(啓発)について
意見なし

11:(その他)について
意見なし

○その他(要綱全体を通して)
意見なし

3:パートナーシップ宣誓書(様式案)

パートナーシップ宣誓に関する確認書(様式案)

4:パートナーシップ宣誓書受領証(様式案)

5:倉敷市パートナーシップ宣誓書受領証カードサンプル(案)

○意見
③宣誓書(様式案)…生年月日(和暦)に気づかなかつたり、外国の方でよくわからなかつたりする のでは?→「昭和・平成」などの文字に○をしては? ④受領証(様式案)…文章3行目「発揮して」の後は「,」か1マス詰めるかでしょうか?「いきいき と」を平仮名表記、何か意味をもたせているのでしょうか? ⑤カードサンプル(案)…①と④が同じくピンク系の色ですが変化がないので、どちらかレインボー フラッグの中の緑色や青色系にして、4枚の色に変化をつけてみてはどうでしょうか?

6:(仮称)「倉敷市パートナーシップ宣誓制度」の考え方(案)

○意見
2:制度の概要について(最初の3行)

・「性的マイノリティにある2人が」とあるが、性的マイノリティは直訳すると「性的少数者」となり、そういう状態を指すのではなく、そういう状態にある人を指すのではないのでしょうか。「にある」は「である」では？

・そもそもこの3行は読みづらいので語順を再考しては？ 例えば「パートナーシップ宣誓制度は、2人のうち一方または双方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして日常生活において相互に協力し合うことを約束したパートナーシップ関係であることを宣誓し、本市がその宣誓書を受領したことを証明するものです」とか。

「8その他」で「宣誓書受領証等の趣旨が……」と書かれていますが、1に「趣旨」という項目をあげているので、混同しないようにするために、例えば「倉敷市パートナーシップ宣誓制度の趣旨や宣誓書受領証等の交付・活用等について十分に理解され……」と、少し長くなりますが丁寧に示すのもよいかと思います。



## 「(仮称)倉敷市パートナーシップ宣誓制度」(案)について

### 1 趣旨

倉敷市第七次総合計画及び第四次暮らしきハーモニープラン(第四次倉敷市男女共同参画基本計画)に基づき、その人らしさが尊重され、多様な価値観や生き方を認め合う社会の実現を目指すため、要綱により性的マイノリティに係るパートナーシップ宣誓制度を導入するものです。

### 2 制度の概要

パートナーシップ宣誓制度は、一方又は双方が性的マイノリティである2人が、互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束したパートナーシップ関係であることをパートナーシップ宣誓書により宣誓し、本市がその宣誓書を受領したことを証明するものです。

この制度を通じて、性的マイノリティの方を応援することはもとより、性的マイノリティをはじめ、様々な多様性について、さらに理解が深まるよう取り組むこととしています。

### 3 宣誓の要件

一方又は双方が性的マイノリティにある2人が、次の各号のいずれにも該当すること。

- (1) 成年に達している者であること。
- (2) 市内に住所を有する者であること。
- (3) 配偶者(届出を行っていない事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)のない者又は宣誓を行うときにおいて当該宣誓に係るパートナー以外の者とのパートナーシップを有しない者であること。
- (4) 近親者(直系血族若しくは3親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。)でないこと。

### 4 宣誓に必要な書類

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(3か月以内に交付されたもの)
- (2) 戸籍抄本、独身証明書その他婚姻していないことを確認できる書類(3か月以内に交付されたもの。外国籍の方の場合は、本国の領事館等が発行した独身証明書等及びその

日本語訳)。

- (3) 本人確認ができる書類（個人番号カード、運転免許証、旅券その他これらに類する官公署が発行したものであって、本人の写真の表示があるもの）

## 5 通称名の使用

特に理由があると認められる場合は、日常生活に用いている通称名を使用することができます。

## 6 宣誓場所

男女共同参画課又は男女共同参画推進センター

## 7 交付書類

- (1) パートナーシップ宣誓書受領証
- (2) パートナーシップ宣誓書受領証カード

## 8 宣誓書受領証等の返還

パートナーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ宣誓書受領証カード（以下「宣誓書受領証等」という。）の交付を受けた方は、次の各号のいずれかに該当するときは、所定の返還届に宣誓書受領証等を添えて返還していただきます。

- (1) 宣誓に係るパートナーシップを解消したとき。
- (2) 宣誓の要件に該当しなくなったとき。
- (3) 宣誓書受領証等の返還を希望するとき。

## 9 その他

市民、事業者の皆様に対して、制度の周知・啓発を行います。



## 「（仮称）倉敷市パートナーシップ宣誓制度」（案）についてのパブリックコメント集約結果

「（仮称）倉敷市パートナーシップ宣誓制度」（案）について、倉敷市パブリックコメント手続要綱（平成21年倉敷市告示第683号）に基づき市民の皆様から広く意見を募集しましたが、その結果は次のとおりです。

### 記

1 意見等の件数

0人 0件

2 意見を募集した案件（意見募集時の公開資料）

「（仮称）倉敷市パートナーシップ宣誓制度」（案）について

3 参考

意見募集期間 令和3年10月1日（金）～10月22日（金）

（担当課）

倉敷市市民局人権政策部男女共同参画課



倉敷市パートナーシップの宣誓に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、倉敷市第七次総合計画及び第四次くらしきハーモニープランに基づき、その人らしさが尊重され、多様な価値観や生き方を認め合う社会の実現を目指すため、性的マイノリティに係るパートナーシップの宣誓について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向、性自認等のあり方が少数と認められる者をいう。
- (2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した一方又は双方が性的マイノリティである2人の関係をいう。
- (3) 宣誓 2人の者が、市長に対し、パートナーシップを有する旨を誓うことをいう。

（宣誓の要件）

第3条 宣誓は、一方又は双方が性的マイノリティである2人が次の各号のいずれにも該当する場合に行うことができるものとする。

- (1) 成年に達している者であること。
- (2) 市内に住所を有する者であること。
- (3) 配偶者（届出を行っていない事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）のない者又は宣誓を行うときにおいて当該宣誓に係るパートナー以外の者とのパートナーシップを有しない者であること。
- (4) 近親者（直系血族若しくは3親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。）でないこと。

（宣誓）

第4条 宣誓を行おうとする者（以下「宣誓者」という。）は、所定の宣誓書及び宣誓確認書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓を行う日（以下「宣誓日」という。）前3月以内に交付されたものに限る。）
- (2) 戸籍抄本、独身証明書その他婚姻していないことを確認できる書類（宣誓日前3月以内に交付されたものに限る。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 宣誓者は、前項に規定する書類の提出のほか、当該宣誓者が本人であることを証する書類として、次に掲げるいずれかの書類を提示するものとする。

(1) 個人番号カード、運転免許証、旅券その他これらに類する官公署が発行したものであって、本人の写真の表示があるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして市長が認める書類  
(通称名の使用)

第5条 宣誓者は、市長が特に必要と認めるときは、通称名（戸籍簿に記載された氏名（以下「本名」という。）に代えて、本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているものをいう。以下同じ。）を使用することができる。

2 前項の規定により通称名を使用する場合は、市長が必要と認める書類を提出し、又は提示するものとする。

(交付等)

第6条 市長は、第4条第1項の宣誓書及び宣誓確認書を提出した者が、第3条各号に掲げる要件を満たすと認めるときは、所定の宣誓書受領証及び宣誓書受領証カード（以下「宣誓書受領証等」という。）に当該宣誓書の写しを添えて、当該者に交付するものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により通称名が使用されたときは、本名（外国人にあっては、これに準ずるもの）及び通称名を宣誓書受領証等に記載するものとする。

(再交付)

第7条 宣誓書受領証等の交付を受けた者（以下「受領者」という。）は、宣誓書受領証等を紛失し、毀損し、又は著しく汚損したときは、所定の再交付申請書により、再交付を申請することができる。

2 第4条第2項の規定は、前項の規定による再交付の申請について準用する。この場合において、同条第2項中「宣誓者」とあるのは、「受領者」と読み替えるものとする。

(変更届)

第8条 受領者は、住所又は氏名（通称名を含む。）に変更があったときは、速やかに所定の変更届を市長に提出するものとする。交付を受けた宣誓書受領証等に記載の氏名を通称名に変更しようとするときも、また同様とする。

2 受領者は、前項の規定により変更届を提出するときは、市長が必要と認める書類を提出し、又は提示するものとする。

(返還等)

第9条 受領者は、次の各号のいずれかに該当するときは、所定の返還届に宣誓書受領証等を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 宣誓に係るパートナーシップを解消したとき。
- (2) 市内に住所を有しなくなったとき。
- (3) 第3条第3号又は第4号に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (4) 宣誓書受領証等の返還を希望するとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が宣誓書受領証等の返還が必要と認めるとき。

2 第4条第2項の規定は、前項の返還届の提出について準用する。この場合において、同条第2項中「宣誓者」とあるのは、「受領者」と読み替えるものとする。

3 市長は、受領者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の規定により宣誓書受領証等が返還されたものとみなすことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により宣誓書受領証等の交付を受けたとき。
- (2) 宣誓書受領証等を不正に使用したとき。
- (3) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。

4 市長は、第1項の規定により返還届が提出された場合であって、宣誓書受領証等の一部又は全部が添付されなかったとき又は前項の規定により宣誓書受領証等が返還されたものとみなしたときは、当該宣誓書受領証等に係る交付番号その他の適当と認める情報について公表することができる。

(啓発)

第10条 市は、市民等に対し、パートナーシップの宣誓の趣旨に関する啓発を行うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

(準備行為)

2 宣誓に関し必要な準備行為は、この要綱の施行の前日においても行うことができる。



倉敷市長様

パートナーシップ宣誓書

私たちは、倉敷市パートナーシップの宣誓に関する要綱第4条の規定により、お互いをその人生のパートナーとすることを宣誓します。

記

宣誓者	氏名	フリガナ	フリガナ
	通称名の場合、 戸籍上の氏名	フリガナ	フリガナ
生年月日 (和暦)	昭和 平成 年 月 日	昭和 平成 年 月 日	
住 所			

代筆者	代筆者氏名		
	代筆者住所		

注) 宣誓者の欄は、自署してください。自ら記入することができない場合は、代筆が可能です(代筆者の欄に氏名及び住所を御記入ください)。

【倉敷市記入欄】

氏名:	個人番号カード・免許証・旅券・その他 ( )
氏名:	個人番号カード・免許証・旅券・その他 ( )

## パートナーシップ宣誓確認書

私たちは、倉敷市パートナーシップの宣誓に関する要綱第4条に規定するパートナーシップの宣誓をするに当たって、次の確認事項欄記載の内容が事実と相違ないことを確認した上で、宣誓します。

また、今後において、現況確認のため、倉敷市が住民基本台帳及び戸籍に記載されている事項について調査することを同意します。

### 記

宣誓者		
フリガナ※ 氏名※		
通称名の場合 フリガナ 戸籍上の氏名		
電話番号		
メールアドレス		

※外国籍の人の場合は、それに準じるもの

### 【代筆者】

氏名		
代筆の理由		

### 【確認事項】

項目	回答 ※該当する□に「✓」をつけてください。	
一方又は双方が性的マイノリティであり、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係であること。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。	<input type="checkbox"/> 左記に該当しません。
双方が宣誓当日において、成年に達していること。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。	<input type="checkbox"/> 左記に該当しません。
双方が市内に住所を有していること。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。	<input type="checkbox"/> 左記に該当しません。
双方に配偶者がいないこと（事実婚を含む。）	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。	<input type="checkbox"/> 左記に該当しません。
双方が宣誓をする相手以外の者とパートナーシップの関係にないこと。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。	<input type="checkbox"/> 左記に該当しません。
民法の規定により婚姻をすることができない関係にないこと。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。	<input type="checkbox"/> 左記に該当しません。



倉敷市長様

パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書

令和 年 月 日付で交付を受けたパートナーシップ宣誓書受領証の再交付を受けたいので、倉敷市パートナーシップ宣誓に関する要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

記

再交付を希望する理由（いずれかに○をしてください。）

- 1 紛失
- 2 毀損
- 3 著しい汚損
- 4 その他（ ）

宣誓者	氏名	フリガナ	フリガナ
	通称名の場合、 戸籍上の氏名	フリガナ	フリガナ
	生年月日 (和暦)	昭和 平成 年 月 日	昭和 平成 年 月 日
住 所			

代筆	代筆者氏名		
	代筆者住所		

注) 宣誓者の欄は、自署してください。自ら記入することができない場合は、代筆が可能です(代筆者の欄に氏名及び住所を御記入ください。)

【倉敷市記入欄】

氏名:	個人番号カード・免許証・旅券・その他( )
氏名:	個人番号カード・免許証・旅券・その他( )

倉敷市長様

パートナーシップ宣誓書変更届

倉敷市パートナーシップ宣誓書の記載事項に変更がありましたので、倉敷市パートナーシップの宣誓に関する要綱第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

1 宣誓日 令和 年 月 日

2 変更事項

宣誓者氏名		
フリガナ 氏名	変更前	
	変更後	
フリガナ 通称	変更前	
	変更後	
住所	変更前	
	変更後	

代筆者	代筆者氏名		
	代筆者住所		

注) 宣誓者の欄は、自署してください。自ら記入することができない場合は、代筆が可能です(代筆者の欄に氏名及び住所を御記入ください。)

【倉敷市記入欄】

氏名:	個人番号カード・免許証・旅券・その他( )
氏名:	個人番号カード・免許証・旅券・その他( )

倉敷市長様

パートナーシップ宣誓書受領証等返還届

倉敷市パートナーシップ宣誓に関する要綱第8条の規定により、受領証を返還します。

記

返還の理由（いずれかに○をしてください。）

- 1 パートナーシップ関係の解消
- 2 市外転居
- 3 倉敷市パートナーシップ宣誓に関する要綱第3条第3号又は第4号に掲げる要件に該当しなくなったこと。
- 4 宣誓者の死亡
- 5 その他（ ）

宣誓者	氏名	フリガナ	フリガナ
	通称名の場合、 戸籍上の氏名	フリガナ	フリガナ
生年月日 (和暦)	昭和 平成 年 月 日	昭和 平成 年 月 日	
住 所			

代筆者	代筆者氏名		
	代筆者住所		

注) 宣誓者の欄は、自署してください。自ら記入することができない場合は、代筆が可能です（代筆者の欄に氏名及び住所を御記入ください。）。

【倉敷市記入欄】

氏名：	個人番号カード・免許証・旅券・その他（ ）
氏名：	個人番号カード・免許証・旅券・その他（ ）

